

J V（設計共同体）での参加に関する取扱いについて

「令和7年度 浮島1期地区及びその周辺における土地利用に向けた基礎調査・検討業務」について、当初、J V（設計共同体）での参加事業者を想定しておらず、この場合の取扱いについて企画提案書作成・応募要領に記載がありませんでしたが、公募型プロポーザルの趣旨を踏まえ、以下のとおりの運用とすることをお知らせします。

《参加の可否について》

参加意向申出書提出時点で、「令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿」において、業種（20 調査・測定）・種目（02 市場調査）にJ V（設計共同体）として登録申請中であり、かつ企画提案書審査日の前日（10月6日（月））までに登録がされる場合には、資格要件は満たしているものとする。

《提出書類について》

参加意向申出書とあわせて、「令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿」への登録申請状況がわかる書面（誓約書等）を提出するものとする。

なお、参加意向申出書とあわせて、設計共同体参加資格審査申請書（別紙①）を提出するものとし、参加意向申出書には、代表企業の所在地、商号及び名称、代表者職氏名を記載するものとする。

また、J V（設計共同体）の協定書を別紙②のとおり作成し、その写しを10月1日（水）17時までに提出すること。

《企画提案書作成・応募要領記載のプロポーザル参加資格について》

企画提案書作成・応募要領「3 プロポーザル参加資格」の記載内容について、以下のとおりとする。

（1）本業務と同種又は類似する実績については、構成企業が有する実績をあわせてJ V（設計共同体）の実績とすることができる。

（2）～（6）については、すべての構成企業が要件を満たす必要がある。

以上